

「平成 17 年度国民経済計算確報及び平成 8～15 年度遡及改定結果」 利用上の注意について（追加）

「平成 17 年度国民経済計算確報及び平成 8～15 年度遡及改定結果」については、11 月 24 日に「利用上の注意」（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/061124/tyui.pdf>）を公表したところであるが、以下のとおり、「主な推計方法等の見直し」を追加するので、これらの計数を利用するに当たっては注意されたい。

主な推計方法等の見直し（追加）

(1) 出版・印刷業における商業マージン額及び運賃額の推計方法の見直し

出版・印刷業の購入者価額は、生産者価額に商業マージン額及び運賃額を加えて算出されるが、その計算方法を、下記の平成 12 年産業連関表の計数に即して精査し、基準年となる平成 12 年に遡って見直すこととする。

なお、この見直しにより、平成 12 年以降の各年の名目 GDP の水準が、それぞれ 0.5% 程度低下すると試算される。

(参考)

平成 12 年産業連関表における出版・印刷業の運賃額及びマージン額
(対国内生産額比率)

運賃	卸マージン	小売マージン	計
3.7%	3.6%	20.5%	27.8%

(2) 国内家計最終消費支出 87 目的分類のうち、「住宅賃貸料」の推計の精緻化について

「住宅賃貸料」の推計にあたっては、『住宅・土地統計調査』（総務省）における属性（地域区分、構造別、建築時期別）を考慮して算定した構造別床面積及び家賃単価をベンチマークとし、『建築物着工統計』（国土交通省）、『消費者物価指数』（総務省）等によって「借家分の住宅賃貸料」及び「持ち家の帰属家賃」の延長推計を行っている。

昨年の平成 12 年基準改定において、新たに平成 17 年 3 月に公表された『住宅・土地統計調査』をベンチマークとして採用し、15 年 9 月以降の延長推計を行っていたが、今般、推計ロジックに改善を要する箇所が見つかったため、延長部分（平成 16 年以降）の推計を見直すこととする。

なお、この見直しにより、16 年、17 年の名目 GDP の水準が、それぞれ 0.1% 程度低下すると試算される。

(以 上)